

報告第 2 7 号

専決処分した事件の報告について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定に基づき、和解について裏面調書のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 3 0 年 1 0 月 1 9 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
1	平成 30 年 9 月 12 日	足立区扇在住者	平成10年6月11日に貸付けした応急小口資金貸付金150,000円の償還について、計画どおり償還がされず63,000円の償還残額がある。顧問弁護士から相手方に送付した連絡書に対し、相手方代理人弁護士からの受任通知が区顧問弁護士に届いた。相手方は保証人になった事実を否認しているとのことであったが、区顧問弁護士と相手方代理人弁護士との間で交渉を行った結果、分割納付の申出がされ、和解契約書を取り交わし和解した。	相手方は、足立区に対し、応急小口資金貸付金の償還残額63,000円を分割により毎月2,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が4,000円に達したときは、残額及び遅延損害金を一括で支払う。
2	平成 30 年 9 月 27 日	足立区一ツ家在住者	平成 8 年 11 月 21 日に貸付けした生業資金貸付金 1,500,000 円(貸付利子 72,405 円を加えた償還総額が 1,572,405 円)の償還について、計画どおり償還がされず 1,338,145 円の償還残額がある。顧問弁護士から相手方(連帯保証人の相続人)に送付した連絡書に対し回答があり、区担当者から償還方法について交渉した結果、分割納付の申出がされ、合意書を締結し和解した。	相手方は、足立区に対し、生業資金貸付金の償還残額の相続により承継した 446,048 円を分割により毎月 10,000 円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が 20,000 円に達したときは、承継した金額の残額及び延滞金を一括で支払う。

和解調書

番号	専決処分年月日	相手方	事件の概要	和解の要旨
3	平成30年9月27日	足立区柳原在住者	平成5年5月19日に貸付けした応急小口資金貸付金50,000円の償還について、計画どおり償還がされず40,000円の償還残額がある。借受人あて支払督促申立を行ったところ、督促異議申立が出され、通常訴訟に移行した。事前に償還方法について区担当者が交渉した結果、分割納付の申出がされ、訴訟において和解した。	相手方は、足立区に対し、応急小口資金貸付金の償還残額40,000円を分割により毎月5,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が10,000円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。
4	平成30年9月27日	荒川区荒川在住者	平成10年5月6日に貸付けした応急小口資金貸付金150,000円の償還について、計画どおり償還がされず115,000円の償還残額がある。連帯保証人あて支払督促申立を行ったところ、督促異議申立が出され、通常訴訟に移行した。事前に償還方法について区担当者が交渉した結果、分割納付の申出がされ、訴訟において和解した。	相手方は、足立区に対し、応急小口資金貸付金の償還残額115,000円を分割により毎月5,000円ずつ支払う。相手方は、支払いを怠り、その額が10,000円に達したときは、残額及び延滞金を一括で支払う。